

## 照明器具への雑音規定について

主に電源などに使用されるスイッチングの半導体は、必ず雑音を発生する部品であり、放射ノイズや伝導ノイズとして、他の電子機器に影響を与える可能性があります。

このことから、影響を与えにくい製品の開発が必要となりますが、他への影響は、使用環境によって波及範囲や対象物が異なる為、電気用品安全法にて測定方法及び規定値が定められています。

この電気用品安全法が定めている雑音の強さの確認方法は、『雑音電力』および『連続性雑音端子電圧』の2つの測定となります。

### 1. 雑音電力を測定する目的

雑音電力を測定する目的は、放射ノイズの強さを知る為に行うもので、アンテナの役目になる一次側電源供給線にどれだけ放射ノイズが伝播しているかを測定することによって、付近の機器にノイズとしてイタズラする可能性の目安となります。

### 2. 連続性雑音端子電圧を測定する目的

連続性雑音端子電圧の測定は、伝導ノイズの強さを知る為に行い、一次側電源供給線がノイズの通り道の役目となり、同じライン上に存在する他の機器への影響度を知らる為の目安となります。

いずれの場合も定められた規定値以上の数値が発生した場合は、何らかのノイズ現象として認識する可能性が高くなることを示唆しますが、規定値以下であってもノイズは必ず存在する為、使用環境や他設備との接近設置など条件しだいでノイズ現象が発生する場合があります。

- \* 一般的に限度規定値を守って製造販売されたものでも、ラジオやテレビなど他の機器に影響をおよぼす可能性がある使われ方が想定されるものについては、何らかの注記が記載されています。

掲載例（弊社カタログ電子安定器注記文）

- 安定器や器具および配線をワイヤレスマイクや赤外線リモコン機器、テレビ、ラジオ等の電子機器に近づけないでください。それらの機器が正常に動作しないことがあります。

以上